

大和市郷土民家園条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大和市郷土民家園条例（平成 6 年大和市条例第 8 号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申込書等)

第 2 条 条例第 6 条の申込書は、指定管理者指定申込書とする。

2 条例第 6 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(遵守事項)

第 3 条 民家園の入園者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 民家園の施設、資料等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 喫煙をしないこと。
- (4) 定められた場所以外で飲食しないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適当な行為をしないこと。

(様式)

第 4 条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	指定管理者指定申込書	第 2 条